

実施日：7月21日（1、2、3校時で6年3学級それぞれに1校時ずつ指導）	
領 域：総合的な学習の時間	
取組名：SNS利用上の注意点	
対 象：6年生	実施場所：6年生教室
ア ねらい ・ SNS利用時に陥りがちな失敗例を見することで、気を付けるべきポイントを知る。 ・ SNSの利用にはルールやマナーがあることを知る。 ・ インターネットの利用においても、現実社会と同様に人を傷つけてはいけないということに気づく。	
イ 指導内容（指導略案）や取組の概要 SNSを知らない子が残されない授業とするため、「SNSとは」から始める学習とする。 使用教材： 愛媛県警察 / 情報モラル映像教材 https://www.police.pref.ehime.jp/syounen/jouhou.html （全1校時） ワークシートを使用。板書の内容を書き写すだけでも知識として残る授業を心掛けた。 1. SNSとは ソーシャル・ネットワーキング・サービス SNSでできること ・ プロフィールの作成 ・ 友だちになる ・ 文章の投稿 ・ コメントをつける（いいね！） ・ スタンプ機能 ・ 直接メッセージを送る ・ 写真を送る ・ 動画を送る ・ グループを作ったり参加したりする など、たくさんの機能 SNSサービスの例（動画共有サービスを含む） フェイスブック、LINE、ツイッター、インスタグラム、tiktok、Youtube など 2. 動画「ネット上での悪口被害」を見て ・ 軽い気持ちでも、人の悪口は絶対に書き込まない ・ 人の写真を無断で投稿しない →インターネットでも現実社会と同じように、他の人を傷つけてはいけない 3. 動画「動画投稿をきっかけとした個人情報流出」を見て ・ 個人情報 氏名、住所、電話番号、所属組織、学校は知らない人に教えない ・ 画像から流出する場合もある →インターネットでも現実社会と同じように、自分自身を守らなければならない	

4. 今日の授業の感想 (1時間の授業ではここまで) 5. 先生への質問 児童がワークシートに記入した質問に、後日に教師が回答を書く。
ウ 連携先：全職員、家庭
エ 連携にむけての取組 ・職員会議を通じて、今回の授業のきっかけとなった事案について職員間で共有する。 ・今回の授業の内容について職員間で交流する。 ・学年便りを通じて、今回の授業の概要を紹介する。情報通信端末、特にスマートフォンを持たせる場合には家庭でルールを設定するなど、情報モラルの必要性を家庭に発信する。インターネットを介した人権侵害の被害者にも加害者にもなり得ることを伝える。
オ 組織的な取組とその点検・評価を行ううえでの工夫点 ・今年度中にもう一回、外部講師を招いてスマホに関する授業を受ける。 ・どの児童も小学生のうちに最低1回は、スマホに関する授業を受ける。当面は6年生が外部講師の授業を受けることを継続する。 ・毎月の職員会議の児童交流において、指導が必要なことが発生した場合は、その学年全体または指導が必要と思われる学年全体に指導を行う。
カ 評価の方法 ・発言内容 ・ワークシート
キ 成果 (SNSを利用している児童) ・SNSの利用のしかたについて振り返ることができた。 →SNSの多くが年齢制限を設けていて、13歳未満利用禁止とされているが、小学生が利用できてしまっている現状がある。 (SNSを利用していない児童) ・SNSと出会う前にSNSを利用するための最低限の知識を得ることができた。 ・SNSを利用するにはルールやマナーを身につける必要があることを印象づけることができた。 クラス全体で、インターネットであっても「人を傷つける行為は許されない」ことを確認することができた。
ク 課題 SNSを巡るトラブルが発生した場合、その指導は教師が行うことが多いが、情報機器端末を子どもに与えるのは保護者である。子どもたちの使用状況を聞き取った印象では、使いこなせているとは思えない。悪い遊びに使ってしまっている現状があるのではないか。学校においては、SNSに限らず、よりよいコミュニケーションについて指導していく。また、保護者への啓発を続けていく。